

河川法 関係条文等

河川法関連

河川法【抜粋】

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

(河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定例(高規格堤防部抜粋)

○ 利根川水系河川整備基本方針

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

ア 災害の発生の防止又は軽減

人口資産が稠密な首都圏を氾濫域に抱えており、氾濫した場合の壊滅的な被害が予想される区間について、計画高水位を上回る洪水流量による浸透・越水等に対して高い安全性を有する高規格堤防を整備する。

○ 利根川水系利根川・江戸川河川整備計画

(4) 超過洪水対策

整備途上で施設能力以上の洪水が発生したり、また、計画規模まで整備が進んでもそれを超える自然の外力が発生し洪水氾濫した場合においても被害の最小化を図るため、既存施設の有効活用を含め、地域ごとに必要に応じた対策を実施する。

江戸川下流部においては、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間について高規格堤防の整備を行う。

なお、高規格堤防の整備に当たっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を実施する。

表 5-8 高規格堤防に係る施行の区間

河川名	左右岸	下流端	上流端	機能の概要
江戸川	右岸	JR京葉線橋梁(0.4k)付近	水元公園(19.8k)付近	超過洪水対策
	左岸	JR京葉線橋梁(0.4k)付近	市川市国府台(14.2k)付近	

※高規格堤防については、まちづくりとの共同事業であるという特殊性を踏まえ、まちづくり構想や都市計画との調整を図りつつ整備するものとする。

表 5-9 高規格堤防に係る施行の場所

河川名	左右岸	施行の場所	機能の概要	
江戸川	右岸	東京都江戸川区上篠崎一丁目	11.5k付近	超過洪水対策
		東京都江戸川区北小岩一丁目	13.2k付近	

※今後の状況の変化等により必要に応じて本表に示していない場所においても施行することがある。

河川法【抜粋】

(河川区域)

第6条

2 河川管理者は、その管理する河川管理施設である堤防のうち、その敷地である土地の区域内の大部分の土地が通常の利用に供されても計画高水流量を超える流量の洪水の作用に対して耐えることができる規格構造を有する堤防(以下「高規格堤防」という。)については、その敷地である土地の区域のうち通常の利用に供することができる土地の区域を高規格堤防特別区域として指定するものとする。

逐条解説より抜粋

「通常の利用」とは、周囲の状況等を勘案して社会通念上相当と認められる土地の利用をいうものであるが、具体的には高規格堤防を整備しようとする地域において一般的に行われている住宅やビルの建築、道路や公園の設置等の土地利用をいうものである。

河川法関連

河川法【抜粋】

(工作物の新築等の許可)

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

- 1 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築
- 2 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築
- 3 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第1項の許可の申請又は第95条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

同施行令【抜粋】

(高規格堤防特別区域における新築等について許可を要しない工作物)

第15条の2 法第26条第2項第1号の政令で定める工作物は、基礎ぐい、電柱その他棒状の工作物で地下に設けられることとなる部分以外の土地の掘削を伴わずに鉛直方向に設置されるものとする。

(高規格堤防特別区域における工作物の地下における新築等について許可を要しない場合の深さ)

第15条の3 法第26条第2項第2号の政令で定める深さは、1メートルとする。

河川法関連

河川法【抜粋】

(土地の掘削等の許可)

第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

- 1 前条第2項第1号の行為のためにする土地の掘削又は地表から政令で定める深さ以内の土地の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すもの
- 2 盛土
- 3 土地の掘削、盛土及び切土以外の土地の形状を変更する行為
- 4 竹木の栽植又は伐採

6 前条第3項の規定は、高規格堤防特別区域内の土地における土地の掘削又は切土について第1項の許可の申請又は第95条の規定による協議があつた場合に準用する。

同施行令【抜粋】

(高規格堤防特別区域における土地の掘削について許可を要しない場合の深さ)

第15条の5 法第27条第2項第1号の政令で定める深さは、1.5メートルとする。

河川法関連

河川法【抜粋】

(工事の施行に伴う損失の補償)

第21条 土地収用法(昭和26年法律第219号)第93条第1項の規定による場合を除き、河川工事の施行により、当該河川に面する土地について、通路、みぞ、かき、さくその他の施設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又は盛土若しくは切土をするやむを得ない必要があると認められる場合においては、河川管理者(当該河川工事が河川管理者以外の者が行なうものであるときは、その者。以下この条において同じ。)は、これらの工事を行うことを必要とする者(以下この条において、「損失を受けた者」という。)の請求により、これに要する費用の全部又は一部を補償しなければならない。この場合において、河川管理者又は損失を受けた者は、補償金の全部又は一部に代えて河川管理者が当該工事を施行することを要求することができる。

(工事原因者の工事の施行等)

第18条 河川管理者は、河川工事以外の工事(以下「他の工事」という。)又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。

(原因者負担金)

第67条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

(附帯工事の施行)

第19条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要を生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準【抜粋】

(法令の規定等に基づく機能回復の特例)

第12条

- 2 既存公共施設等について法令の規定等に基づく改良事業の事業計画が権限のある機関の許可、認可等によって確定し、かつ、近い将来において当該事業計画に基づく改良事業が実施されることが確実に予見される場合において、事業の施行によって建設される公共施設の構造又は事業の施行によって必要となる代替の公共施設の構造を当該事業計画に対応したものとすることが、技術的にみて合理的で、かつ、国民経済的に著しく有利と認められるときは、社会通念上妥当と認められる限度において、第7条から前条までの規定により算定した補償額を超える部分の全部又は一部を補償することができるものとする。